

入札説明書

沖縄県中央食肉衛生検査所が発注する「沖縄県中央食肉衛生検査所の作業衣・白衣の洗濯業務」に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公告日

令和8年2月17日（火）

2 件名

沖縄県中央食肉衛生検査所の作業衣・白衣の洗濯業務に係る一般競争入札

3 入札、開札の日時及び場所

- (1) 日時 令和8年3月13日（金）午後3時
- (2) 場所 沖縄県中央食肉衛生検査所（南城市大里字大里2015番地） 1階研修室

4 入札方法等

- (1) 入札時において、提出すべき書類は、入札書（第3号様式）及び必要に応じて委任状（第4号様式）とする。
- (2) 入札書は書面により、直接持参して提出すること。
- (3) 入札の方法等
 - ア 入札参加者は、入札執行に先立ち、入札保証金の確認を受けること。
 - イ 代理人がする入札の場合は、本人の委任状を持参すること。
 - ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額（税抜き額）を入札書に記載すること。
- (4) 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札を延期し、若しくは、取りやめがある。
- (5) 注意事項
 - ア 入札者が定められた時刻までに出席しない場合は不参加と見なす。
 - イ 代理人が入札するときは、必ず委任状を提出すること。
 - ウ 入札者の記名、押印、入札事項、日付誤り等のないよう確認すること。
 - エ 入札書をいったん提出した後は開札の前後を問わず、引替、変更、又は取消しすることはできない。
 - オ 入札保証金を納付した場合、入札前に納付を証する書類を提示すること。
 - カ 入札額の先頭に「¥」マークを記入すること
 - キ 委任状及び入札書の日付は、「令和8年3月13日」付けとすること。

6 入札の無効

次の入札は無効とする。なお、当該無効入札をした者は、再度入札を行う場合においてこれに加わることができない。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札
- (9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない場合及び入札書に代理人の署名又は記名
いずれかがない場合

7 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。なお、再度の入札は2回までとする。この場合において、無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。
- (4) 再度の入札においても、落札となるべき入札者がないときは、予定価格の制限範囲内で最低価格の入札者と随意契約ができるものとする。

8 契約保証金

落札者は、沖縄県財務規則第101条の規定により、契約金額を契約期間の月数（36ヶ月）で除して得た金額に12を乗じて得た額の100分の10以上の契約保証金またはこれに変わる担保を納付または提供すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当すると認められる場合は契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に県を被保険者とする契約保証保険契約（契約金額の100分の10以上）を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 契約の相手方が国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

9 入札保証金の還付

入札保証金は、原則として落札決定後に還付する。ただし落札者の入札保証金は契約保証金に充当することができる。

10 質問について

令和8年3月6日(金)午後4時までに質問書(第5号様式)を用いて質問すること。

回答は、隨時行い、必要に応じて沖縄県のホームページに掲載する。

(FAX及び電子メールの場合は、必ず電話にて当所へ到達確認を行うこと。)

11 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 最低制限価格は設定しない。
- (3) 入札説明会は実施しない。
- (4) この一般競争入札に参加する者は、入札公告及びこの入札説明書並びに契約条項を熟読した上で入札すること。この場合において、入札説明書等について疑義があるときには関係職員の説明を求めることができる。ただし、入札後はこれらの不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (5) 当該入札説明書等に定めのない事項については、地方自治法(昭和23年法律第67号)、地方自治法施行令及び沖縄県財務規則によるものとする。